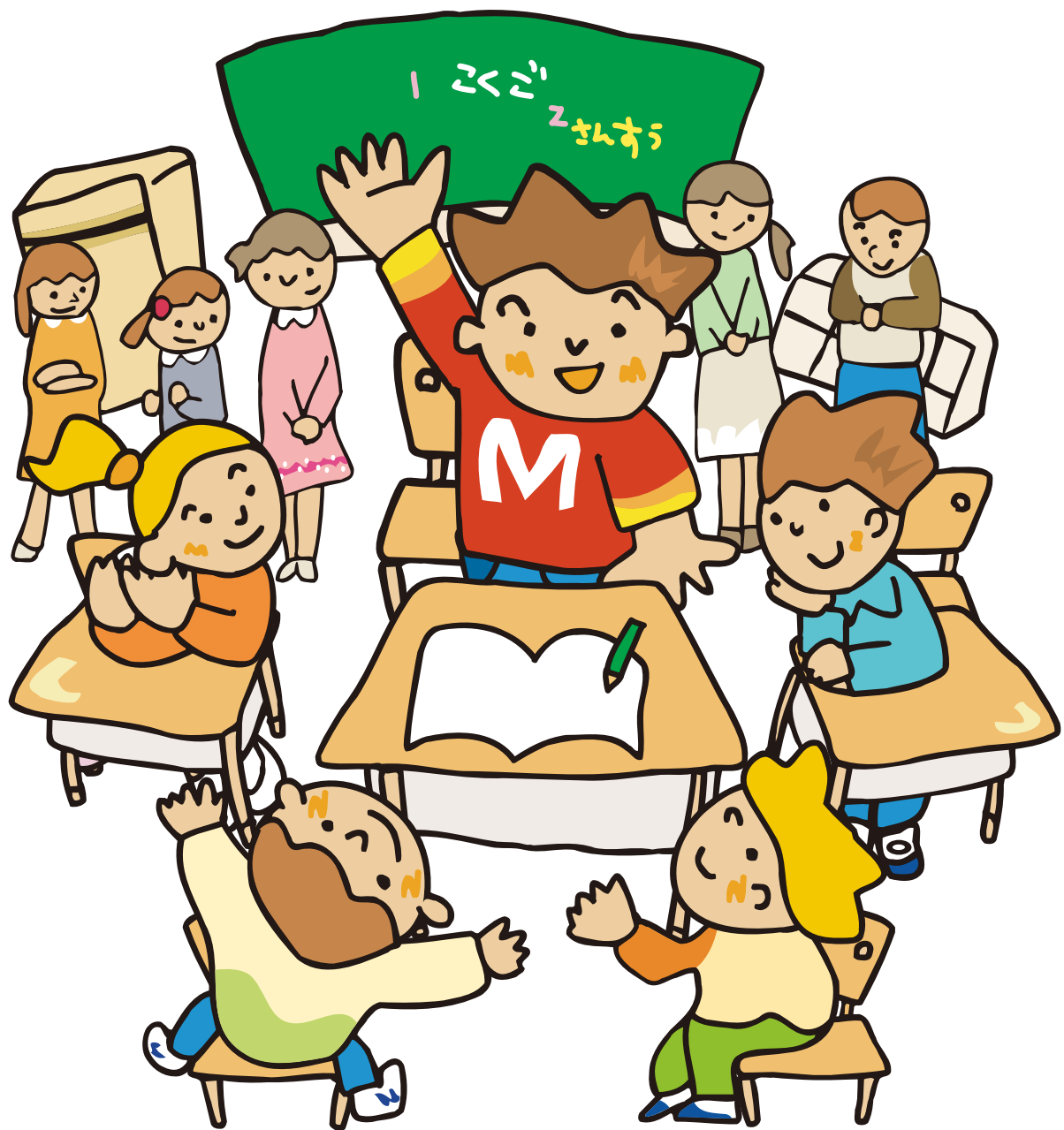


子どもたちに より良い 教育環境を

学校配置の
適正化(統合)に
ついて



はじめに

現在、大阪市の児童数は、減少傾向となっており、児童の良好な教育環境の確保や教育活動の充実を図る上で、学校配置の適正化(統合)を進めることが大きな課題となっています。

大阪市では、小学校の配置や規模の適正化(適正規模は12~24学級)については、有識者で構成する「大阪市学校適正配置審議会」の答申をふまえて取り組みを進めています。

教育委員会では、保護者・地域みなさんが、学校配置の適正化(統合)について理解を深めていただくために、パンフレットを作成しました。多くの方のご参考となれば幸いです。



大阪市における教育がめざすべき目標像 (大阪市教育振興基本計画)

大阪市では、平成24年5月に大阪市教育行政基本条例、7月に大阪市立学校活性化条例が公布・施行されたことを受け、平成25年3月に大阪市教育振興基本計画が改訂されました。大阪市教育振興基本計画は、国の計画(教育振興基本計画)を参考に、実情に応じた教育施策に関する基本計画で、基本的な目標は以下のとおりです。

【めざすべき目標像】

全ての子どもたちが学力を身につけながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざす。そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等を踏まえ、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備えるようにする。

【基本となる考え方】

- 一人ひとりの子どもを、個人としての尊厳を重んじ、その意見を尊重するとともに、自由と規範意識、権利と義務を重んじ、自己の判断と責任で道を切り拓き、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備え、グローバル化が進む国際社会において力強く生き抜くことができる人間としてはぐくむこと。
- 子どもたちが、我が国と郷土の伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた国と、自らが育ったこの大阪を愛し、大阪にふさわしい新しい文化の創造をめざすようになること。
- 教育行政においては、上記の教育が行われるよう、学校教育の円滑かつ継続的な実施のための支援、教員の能力・適性等の向上を図るための研修、家庭の教育力の向上の支援、青少年・成人に対する教育活動の振興に関する施策の推進に努めること。

なぜ適正配置(統合)が必要?

子どもたちにとって、**より良い教育環境**を確保し、教育活動の充実を図るためです。

■より良い教育環境とは?

大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもたちが健やかに成長し、自己を確立して次代の社会を担うようになることをめざしています。

子どもは集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することができます。

上記の「めざすべき目標像」に沿って一人一人の資質や能力を大きく伸ばしていくことが学校の責務であり、それを達成するためには、学校は一定の集団規模が望ましいと考えています。



具体的に考えられる、より良い教育環境とは、

- クラス替えを行い、多くの人と触れ合うことで、社会性やコミュニケーション能力、向上心等が高まる。
- 切磋琢磨する環境の中で、学力や学習意欲が向上する。
- 男女比の偏りが少なくなり、多様な意見に触れる機会が増える。
- グループ学習や班活動が活性化する。
- クラブ活動や部活動の種類が限定されない。
- より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになる。
- 校内研修が活性化し、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まる。



などがあげられます。

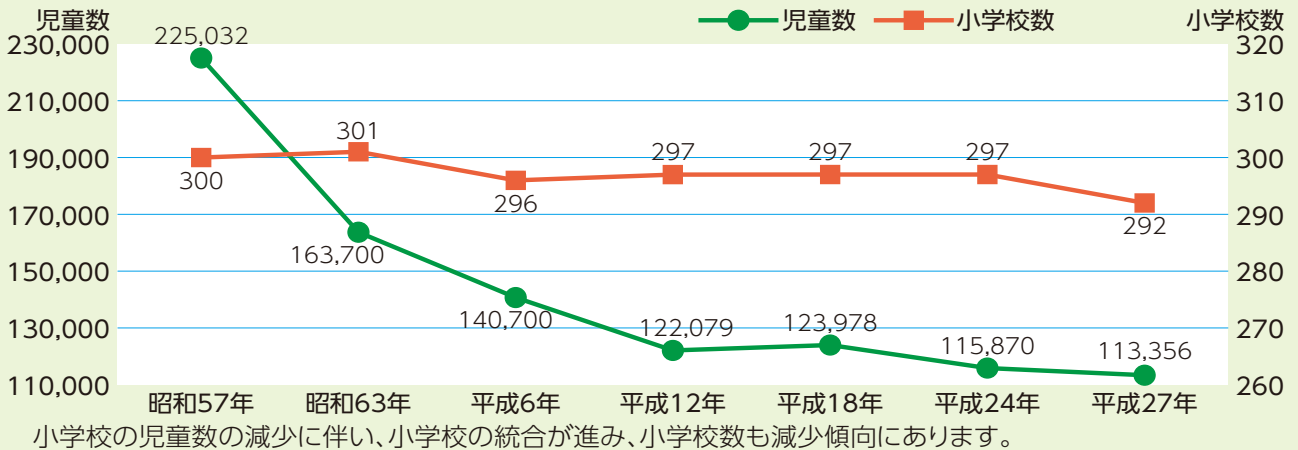
子どもたちが将来、社会生活で営む上で不可欠な、人と協調する力・困難な問題に対応する力は集団活動を通して得られるものです。一人一人異なる個性が集まった、学校での集団生活の中で、子どもたちは多くの友達や教職員と出会い、多様な考え方や思いを知ることができます。

- 学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になります。
- 学校規模の適正化の検討は、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。
(「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」平成27年1月27日文科科学省より抜粋)

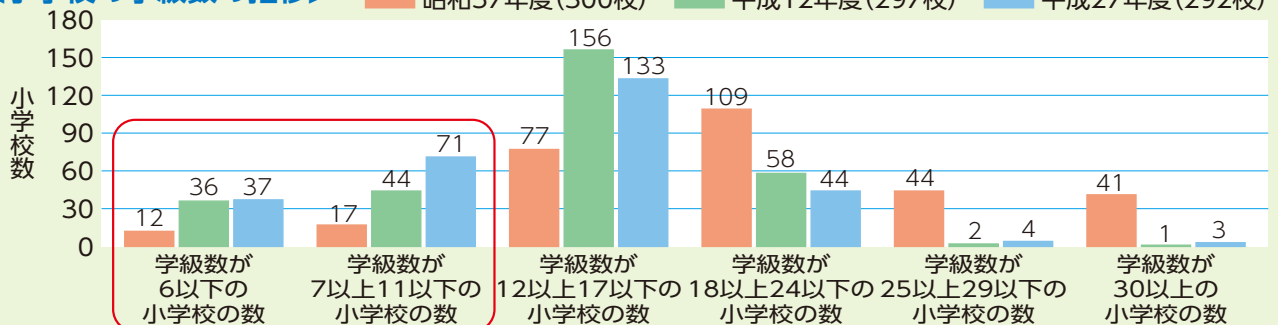
■現 状

大阪市の小学校の児童数は、昭和57年度は約23万人でしたが、平成27年度は約11万人となり、半減しています。長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、小学校の小規模化が進行しています。

【小学校の児童数と小学校数の推移】



【小学校の学級数の推移】



学級数が11以下の小学校(適正配置の対象)が年々増加傾向にあります。

※児童数は各年度5月1日現在の人数。小学校数は院内学級・郊外校を除く。学級数は特別支援学級を除く。

小規模校(11学級以下の小学校)の利点と課題は以下のことがあげられます。

利点

- 学校としてまとまりやすい。
 - ▶ 一人一人に目が行き届きやすい。
- 一人一人の学習状況を把握し、個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい。

課題

- 教育活動の幅が狭くなる。
 - ▶ 音楽の合唱や、体育の集団競技などは困難な場合もある。
- 互いに切磋琢磨する機会が少なくなる。
 - ▶ 運動会でのリレー、ドッジボール等の球技大会などにおいて、クラス対抗ができない。
 - ▶ 授業の中で多様な発言が引き出しにくくなる。
- クラス替えができないことから、人間関係が固定化する傾向にある。
- 教職員数が少なくなり、同学年の教員同士で指導方法等の高めあいができない。など。



課題については、学校や保護者・地域の努力だけでは克服することが困難な、**学校規模に起因するもの**となっています。

子どもたちの教育環境をより良いものにし、「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点からも、学校規模の適正化を進めていく必要があります。

児童・保護者・教職員の声 ※統合に関するアンケートより

実際に統合を経験した学校のみなさんの声の一部です。統合前は子どもも保護者も、「学校が遠くなること」や、「新しい友達ができるのか」など、不安や心配があります。しかし、時間がたつにつれ、子どもも学校に慣れてくると、保護者も子どもの様子を見て、安心したという声が聞かれます。

※統合から半年後に実施したアンケート。記載は教職員を除き、いずれも過半数をこえたもの。

児童

- 学校が遠くなるのが不安だった。
- 新しい友達ができ、学校がにぎやかになった。
- 遊ぶ仲間がふえた。
- 遠足や運動会など、人数が増えて楽しかった。
- たくさんの先生と話ができるのでよかった。

保護者

- 統合にあたっては新しい友達関係が心配だった。
- 子どもは1カ月で統合後の学校生活に慣れた。
- クラスの数や学年の人数が増えてよかった。
- 運動会などの学校行事は人数が増えて活発になった。
- 子どもの様子を見て、学校を統合してよかった。

教職員

- 互いの校風を活かして運営するのに、教職員で頭を悩ませている。
- 児童の交友関係が広がり、社会性が高まった。
- 新しく友達が増え、お互いを思いやったり、低学年にやさしく声をかける姿が見られる。
- 学年運営について、教員間で相談しながら進めることができるようになり、よかった。
- 学習での発表の数も増え、いろいろな友達の意見を得ることができる。



※平成22年10月に「中津小学校と中津南小学校との統合に関するアンケート」及び平成26年10月に「塩草小学校と立葉小学校との統合に関するアンケート」の結果より

学校配置の適正化(統合)の取り組み

長年の少子化傾向に起因する児童数の減少の結果、小学校の小規模化が進行していることから、平成15年7月、教育委員会は、大阪市学校適正配置審議会に「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について諮問をしました。

審議会からは、平成16年9月・平成20年6月・平成22年2月に、それぞれ答申をいただきました。
直近の平成22年2月答申及び取り組みは次のとおりです。

平成22年2月答申

11学級以下の小学校を適正化の対象として再整理。以下のとおり分類した上で、分類①②に該当する学校を最優先に取り組み、③～⑥に該当する学校についても、区長と教育委員会が連携し、地域を主体とする適正化の取り組みを検討する。

速やかに「統合」に向けた調整を進める必要がある小学校

- ① 複式学級(2つの学年の児童で編制する学級のこと。編制は2学年あわせて16人以下、第1学年の児童を含む学級にあっては8人以下)を有する小学校、もしくは複式学級を有してはいないものの、全ての学年の児童数が20名未満であり児童の男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ② ①には該当しないが、児童数が120名を下回る状況であり、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みが立っていない小学校

今後の児童数の推移を注視し順次取り組みに着手する小学校

- ③ 現在児童数が120名以上の状況ではあるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる小学校
- ④ ①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤ 現在7学級以上11学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥ 今後、7学級以上11学級以下の状況にあると見込まれる小学校

取り組み

- 塩草小学校と立葉小学校 → 塩草立葉小学校【浪速区】(平成26年4月)
鶴町小学校と鶴浜小学校 → 鶴町小学校【大正区】(平成27年4月)
梅南小学校と津守小学校 → 梅南津守小学校【西成区】(平成27年4月)
萩之茶屋小学校と今宮小学校と弘治小学校 → 新今宮小学校【西成区】(平成27年4月)
淡路小学校と西淡路小学校 → 西淡路小学校【東淀川区】(平成28年4月)
長吉東小学校と長吉六反小学校 → 長吉東小学校【平野区】(平成28年4月)



今後の学校適正配置の進め方

学校適正配置の進捗状況を踏まえ、平成26年3月に策定した「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」を最大限活用し、取り組みを進めていきます。

学校配置の適正化は、区担当教育次長(以下「区長」といいます。)のリーダーシップの下、区と教育委員会が連携しながら取り組んでおり、今後も区長を中心に、区内の教育環境や教育内容の充実、地域コミュニティの活性化、まちづくりの観点からも、保護者・地域住民や学校長の意見を聞きながら進めていきます。

指針の主な内容

■対象校と取組みの優先順位

- 対象校／11学級以下の小学校
- 優先順位／分類①②を最優先し、原則分類③～⑥については、より小規模化が進んでいる学校から順次取組みを検討する。ただし分類⑥については、学級数・児童数を注視し、取組みの是非を見極める。

■適正配置の手法

- 基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって「校区の変更」についても検討する。

■適正配置の基本的な考え方

- 適正配置対象校同士の統合を優先する。
- 適正配置対象校と適正規模校の統合は、適正規模校が存続校とする。
- 学校名は双方の地域に配慮して定める。

■適正配置相手校の選択基準

- 同一中学校区にあり、校区が隣接している小学校とする。

■適正配置において満たすべき条件

- 原則、適正規模(12～24学級)になること。
- 教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- 通学距離が概ね2km以内になること。
- 通学路の安全面で支障をきたす事情等がないこと。

■統合を進める上で配慮すべき事項

- 児童の心理的な負担軽減策(交流事業等)に配慮する。
- 保護者に過度の経済的負担を与えないように配慮する。
- 通学路の安全対策について関係機関(警察等)との十分な調整をする。

■統合校への教育環境等において配慮すべき事項

- 新しいコンセプトのもとで、学校の活性化・特色化を図る学校長からの提案を支援する。
- 閉校する学校の文化的な継承が図られるよう考慮する。
- 児童にきめ細かい対応ができるよう、教員配置について配慮する。

■統合によって廃校となる学校の跡地利用について

- 学校の跡地は、原則、売却を前提とした処分検討地であるが、市民の貴重な財産であることから、その処分及び有効活用について、区長を中心として、関係局が連携して計画的に進める。
- これまで学校施設は、地元での重要な役割を果たしてきたことから、個々の地元住民の意見や要望を聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討する。



■基本的な協議の進め方

学校配置の適正化を円滑に進めるためには、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠であり、児童の良好な教育環境を構築していく観点で議論するために、統合後の新しい学校のあり方について、保護者や地域住民が主体的にどのような学校をめざすのかを考えることが重要となります。

未来を担う児童の将来のために、子どもたちのより良好な教育環境を構築する観点で、地域と区長、教育委員会が一丸となって取り組みを進め、保護者や地域住民が主体的に学校づくりに関わっていただけるような環境を速やかに作ることが求められています。

■これまでの基本的な協議の進め方〈例〉



第1段階 統合に向けた合意形成

- 学校長への説明
- 当該校の学校協議会、PTA、地域への説明
- 統合協議会等において統合に向けた課題等の整理(随時)
- 保護者説明会の開催(随時)

※当該校の保護者、地域が統合について承認

統合に向けた合意形成

第2段階 統合の最終合意

- 合同の統合協議会等での協議(随時)
統合時期、今後の進め方等の課題整理

※統合時期、今後の進め方について承認

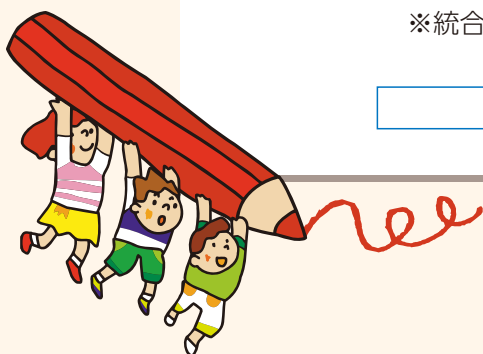
統合の最終合意

第3段階 統合に向けた具体的準備等

- 合同の統合協議会等での協議(随時)
教育活動の充実のための方策
校名、校歌、校章、通学路の安全対策等

※統合に向けた校名、校歌、校章、通学路の安全対策等の具体的な準備が完了

統 合



Q & A

今までに保護者や地域のみなさんからいただいた質問の一部を紹介します。

Q 学校配置の適正化(統合)を行う場合、いつまでに行うというような計画はあるのでしょうか。



A 時期を決めてから統合を進めるのではなく、あくまでも保護者や地域住民との協議を大切に、地域と区役所、教育委員会が一体となって統合後の新しい学校のあり方について考えていきます。

Q 学校配置の適正化(統合)にともなって、登下校の安全対策はどのように考えていますか。



A 保護者や地域住民と協力して、通学路の現地確認等を行うだけではなく、必要に応じて、地元警察や関係機関と連携して、子ども達の安全確保に努めます。

Q 子ども達が新しい学校になじむために、どんなことに配慮してもらえますか。



A 統合する前から、対象校同士の交流活動を実施するなどの取り組みを進め、統合による環境変化に伴う、子ども達の心理的負担を軽減させるように努めます。

Q 現在、小規模校ですが、子どもも保護者も地域も現状に不満がなく、むしろよい面の方が多いと思っているのですが、それでも適正化(統合)は必要でしょうか。



A 確かに小規模校は、少人数で学校としてまとまりやすく、教育活動ができます。しかし一般的に小規模校は、人間関係が固定化し、切磋琢磨する機会が少なくなるなど、子ども達が将来、社会生活を営む上で必要不可欠な力(人と協調する力、みんなで困難な問題に対応する力など)が育ちにくいという課題があるため、子どものよりよい教育環境の充実のため、適正化に努めていきたいと考えています。

Q 適正化(統合)した後の学校の跡地はどのように使われるのですか。



A 学校は、地域コミュニティの拠点であり、投票所や災害時の避難場所としても活用されていることから、跡地利用については地域の住民の意見や要望を十分に聞きながら、検討していきます。

お問い合わせ先

大阪市教育委員会事務局総務部学事課
(学事・適正配置グループ)

電話 06-6208-9111 FAX 06-6202-7052 [〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20]